

千葉県あんしんケアセンター（地域包括支援センター）運営事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の4第1項に規定する地域包括支援センターの設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（事業）

第2条 千葉県あんしんケアセンター（地域包括支援センター）（以下「センター」という。）が実施する事業は法第115条の4第2項に規定する包括的支援事業、法第115条の4第1項第1号ニに規定する第一号介護予防支援事業、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）（以下「法施行規則」という。）第140条の6第2号ロ及びハに規定する介護予防に関する事業（以下、「一般介護予防事業」という）、法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業とする。

2 前項の事業は、別記に掲げるとおりとする。

（委託）

第3条 前条に定める包括的支援事業及び第一号介護予防支援事業並びに一般介護予防事業を、法第115条の4第1項に規定する者のうち、法施行規則第140条の6第2号ロの規定に基づき設置した千葉県あんしんケアセンター等運営部会（以下「運営部会」という。）の承認を得て、市長が決定したものに委託して行うものとする。

2 センター運営法人または担当圏域等の変更により業務の引継ぎが発生した場合に限り、前項に定める承認前であっても、受託予定法人として選定の承認を受けた法人に対しては、前条に定める事業に係る引継ぎ業務を委託して行うことができるものとする。

（センターの名称）

第4条 前条に定める事業の実施の委託を受けた法人（以下「センター設置法人」という。）が設置するセンターの名称は、千葉県が定めるものとする。

（休日等）

第5条 センターの休日は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第18号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から翌年の1月3日までの日をいう）とする。

2 センターの業務時間は、午前9時から午後5時までとする。

（緊急時等の対応）

第6条 前条の規定にかかわらず、休日及び夜間の緊急時等における24時間の連絡体制を確保し、電話等での相談に応じることとする。

（利用者）

第7条 センターを利用できる者は、原則として65歳以上の要介護者及び要支援者並びに要援護となるおそれがある者並びにその家族等とする。

(職員体制等)

第8条 センター設置法人は、センターに、委託を受けた事業を統括する常勤の管理責任者1人を置かなければならない。ただし、センターが行う指定介護予防事業所の管理者を兼ねることができる。

2 センター設置法人は、センターに、次の各号に掲げる専門職員の区分に応じ、それぞれ常勤及び専らその職務に従事する職員を各1人以上置かなければならない。ただし、専門職員は、センターが実施する事業（指定介護予防支援事業を含む。）以外の事業等を兼務することはできない。

(1) 保健師又は地域ケア、地域保健等に関し経験があり、高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する看護師

(2) 社会福祉士又は福祉事務所における現業事務に通算して5年以上若しくは介護支援専門員の業務に通算して3年以上従事した経験を有し、かつ、高齢者の保健又は福祉に関する相談に応じ、助言その他の援助を行う業務に3年以上従事した経験を有する者

(3) 主任介護支援専門員又はセンターが育成計画を策定しており、センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事した期間が通算5年以上である者。ここでいう育成計画については、様式の定めはないが、次の内容を記載することとし、策定した育成計画は市長に提出しなければならない。

また、介護支援専門員として従事した期間の換算の際は、専従・兼務、常勤・非常勤等の雇用形態は問わないものとし、当該期間には育児休業、介護休業等の期間を含めても差し支えないこととする。

ア 主任介護支援専門員研修の受講予定日

イ 助言を行う主任介護支援専門員（以下「助言担当者」という。）の氏名

ウ 助言担当者が行う主任介護支援専門員として必要な知識や技術を修得するための支援等の内容（定期的な面談、同行訪問の実施、当該職員が担当するケースに関する検討・振り返り等）

エ その他センターが必要と認める事業

(職員証)

第9条 センターの専門職員は、センターが発行する千葉県あんしんケアセンター職員証を業務時間内において携帯するとともに、初回訪問時及び利用者又はその家族等から求められたときは、これを提示しなければならない。

(守秘義務)

第10条 センター設置法人の役員等（理事、監事及びセンターの事業に関与する者をいう。）若しくはセンターの事業に従事する者又はこれらの職にあった者は、その事業に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 センター設置法人は、当該法人においてセンターの事業に関与する者（関与していた者を含む。）及びセンターの事業に従事する者（従事していた者を含む。）が、正当な理由がなく、その事業に関して知り得た秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じなければならない。

3 センターの設置法人及びセンターは、利用者の個人情報をセンターの事業の目的以外

の目的のために利用又は提供する場合は、あらかじめ、利用者の同意を文書により得ておかなければならない。利用者の家族の個人情報についても、また、同様とする。

(報告等)

第11条 センターは、次の各号に掲げる書類を市長が定める期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 毎事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (2) 毎事業年度終了後の事業報告書及び収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、センターの事業の適切かつ円滑な運営を確保するため、必要があると認めた場合は、次の各号に掲げる事項に関し、センターに報告を求めるものとする。

- (1) 事業実施状況
- (2) その他市長が必要と認める事項

3 センターは、運営部会が必要と認めた場合は、会議にセンターの職員を出席させ、その職員をして意見若しくは説明を行い、又は文書を提出しなければならない。

4 市長は、前3項の書類、報告、意見等に疑義があるとき、その他事業の適正な運営を確保するために必要があると認めたときは、事業の運営に関し調査を行うものとする。

5 市長は、前項の規定に基づく調査の結果、事業の機能が十分に果たすことができないと認められるときは、事業の実施の委託を解除することができる。

(会計の区分)

第12条 センターは、指定介護予防支援事業と他の事業とを区分し、その経理を行わなければならない。

(公正・中立性の確保)

第13条 センターは、事業を実施するに当たって、高齢者に提供されるサービスが、特定の種類又は特定のサービス事業者に合理的な理由がなく、偏ることのないよう、公正・中立性を確保しなければならない。

(届出)

第14条 センター設置法人は、センターを新たに設置するときは、速やかに、千葉市介護保険規則（平成12年千葉市規則第74号）第47条で規定する地域包括支援センター設置に係る届出書を市長に提出しなければならない。

2 センター設置法人は、設置届出書及び人員等に関する書類の記載事項に変更があったときは、速やかに、千葉市あんしんケアセンター（地域包括支援センター）事業変更届出書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、事業所の場所に係る変更については、あらかじめ、本市の承認を得なければならない。

3 センター設置法人は、センターを廃止する事由が発生したときは、千葉市あんしんケアセンター（地域包括支援センター）廃止届出書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、保健福祉局長

が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。

別 記

1 法第115条の45第2項に規定する包括的支援事業

(1) 高齢者や家族に対する総合相談支援業務（介護保険以外のサービスを含む）

被保険者の心身の状況、その他居宅における生活の実態その他の必要な実情の把握、保健医療、公衆衛生、社会福祉その他の関連施策に関する総合的な情報の提供、関連機関等との連絡調整その他の被保険者の保健・福祉の向上及び医療との連携を図るための総合的な支援を行う業務

- ① 地域における様々な関係者とのネットワークの構築
- ② ネットワークを通じた高齢者の心身の状況や家庭環境等についての実態把握
- ③ サービスに関する情報提供等の初期相談対応や、継続的・専門的な相談支援

(2) 権利擁護業務

被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う業務

- ① 成年後見制度の活用
- ② 老人福祉施設等への措置の支援
- ③ 高齢者虐待防止への対応
- ④ 困難事例への対応
- ⑤ 消費者被害の防止

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント業務

保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による被保険者の居宅サービス計画及び施設サービス計画の検証、その心身の状況、介護給付等対象サービスの利用状況その他の状況に関する定期的な協議その他の取組を通じ、当該被保険者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、包括的かつ継続的な支援を行う業務

- ① ケアマネジャー等に対する個別相談窓口の設置によるケアプランの作成技術の指導等日常個別指導・相談
- ② ケアマネジャーが抱える支援困難事例指導助言等
- ③ 医療機関を含む関係施設やボランティアなど地域の様々な社会資源との連携・協力体制の整備など包括的・継続的なケア体制の構築等

2 法施行規則第140条の64第二号ロ及びハに規定する一般介護予防事業

(1) 介護予防普及啓発事業

地域において介護予防に向けた取組みが自主的に実施されるよう、介護予防に資する基本的な知識・活動を広く周知する。

(2) 地域介護予防活動支援事業

介護予防に資する地域活動組織の育成及び支援を行う。

3 法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業

指定介護予防支援事業所（法第115条の22）を設置し、介護予防支援事業の実施

4 法第115条の45第1項第1号ニに規定する第一号介護予防支援事業

介護予防・日常生活支援総合事業利用対象者に対し、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境、その他の状況に応じて、利用者の選択に基づき適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行う。